

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」について

療養（保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所）の支払い前に「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」を提示すると、一医療機関毎の療養の窓口での支払いが入院・外来別に自己負担限度額までに抑えられます。

なお、70歳以上の方で、下表の判定が×に該当する方は、「高齢受給者証」を医療機関に提示することにより、一医療機関毎の療養の窓口の支払いを入院・外来別に自己負担限度額にとどめることができるため、「限度額適用認定証」の交付は行いません。

ただし、下表の判定が○に該当する方は、「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」の発行が必要になります。

高齢受給者証 自己負担割合	課税・所得の区分	判 定
3割	世帯の課税所得 690万円以上	×
	世帯の課税所得 690万円未満	○
2割	一 般 (非課税世帯以外)	×
	非課税世帯	○

添付書類について

次のいずれかの書類を**組合員及び本組合に加入している世帯全員分**添付してください。

- ・市県民税(所得)証明書(所得・課税の記載があるもの)
- ・市町村民税非課税証明書(所得の記載があるもの)
- ・市町村民税・県民税納税通知書のコピー
(氏名・通知書年度・所得・課税が確認できる箇所)

※北九州市にお住まいの方で、役所にて上記書類を取られる場合は、

市県民税所得額(課税・非課税)証明書をお取りください。

ただし基礎控除後の所得901万円超(各被保険者の所得から基礎控除を差し引いた金額の合計が、901万円を超える世帯)の場合は必要ありません。

また、70歳未満の減額対象者が非課税世帯の場合は申請書の下部にあります『市町村長が証明する欄』を利用されても結構です。そのときは市区町村にて証明をいただいでください。

所得の証明年度は療養の期間によって異なります。次の表にてご確認ください。

療養期間	必要な所得証明書の証明年度	証の有効期限(※)
1月から 7月までの療養	前年度	当年7月31日
8月から12月までの療養	当年度	翌年7月31日

※ 70歳の誕生日や遠隔地被保険者証の有効期限等が表にある期限よりも早い時期である場合、証の有効期限が早期に設けられることがあります。

発効期日について

発効期日より前の月に医療費の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費支給申請」を行うことで給付を受けることができます。

その他留意事項

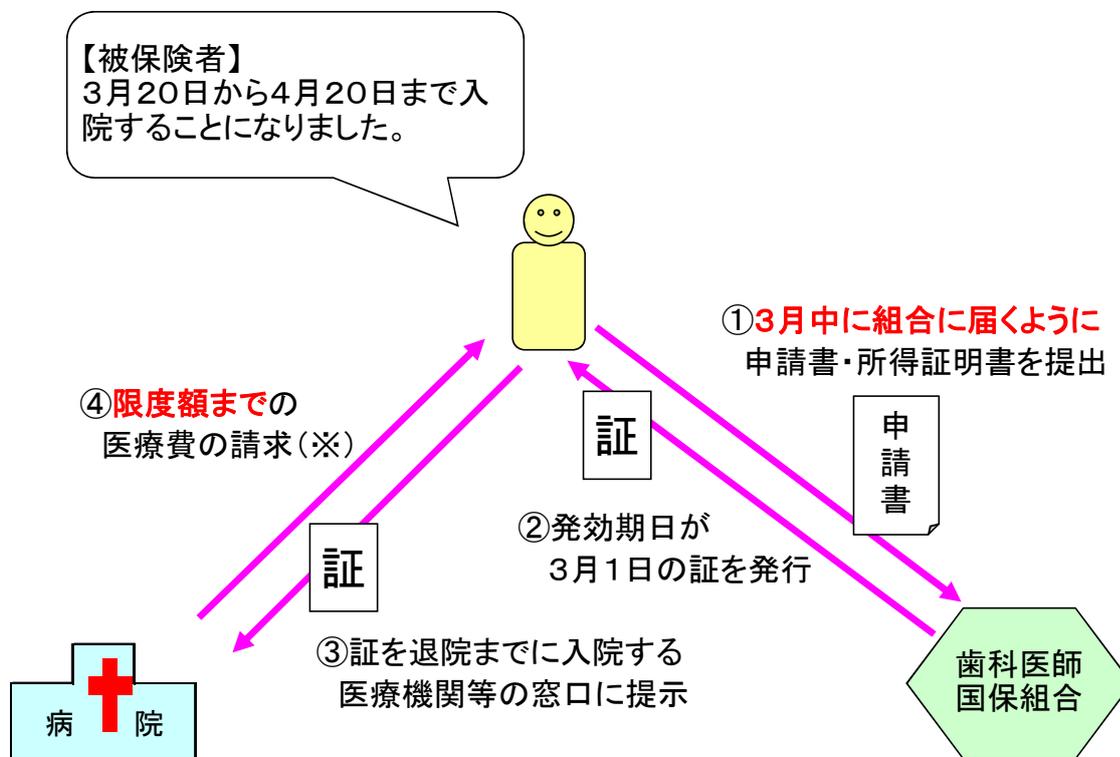
「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」は、療養の期間によって確認させていただく所得の年度が異なるため、有効期限を設けています。有効期限内は当初療養を受けた保険医療機関等以外でも使用することができます。

有効期限経過後も証が必要な場合は、再度申請する必要があります。

なお、次の場合には認定証の返却をお願いします。

- ・ 有効期限に達したとき
- ・ 被保険者が資格喪失したとき

(例)入院時の費用が高額になることが事前に分かっているときの流れ



※医療機関等からの請求額は、医療費の一部負担金割合分ではなく、高額療養費で定められた自己負担限度額までになります。

ただし、食事療養費や生活療養費、保険外診療は別途請求されます。